

平成30年度特定保健指導対象者の選定方法の誤りについて

1. 事故の概要

平成30年度に国保特定健診を受診した者に対して、受診結果に基づき特定保健指導の案内を8月以降随時発送していたが、今般、特定保健指導対象者の選定方法に一部誤りがあり、案内の誤送付等を行っていたことが判明した。

2. 誤送付等の件数

- | | |
|-------------------------------------|------|
| (1) 積極的支援の案内を送付するところ、動機付け支援の案内を送付した | 67件 |
| (2) 動機付け支援の案内を送付するところ、積極的支援の案内を送付した | 108件 |
| (3) 特定保健指導の対象ではない方（※）に案内を送付した | 246件 |
| (4) 特定保健指導の対象だったが、案内を送付しなかった | 72件 |

※特定保健指導の対象ではないが、生活習慣病（糖尿病）のリスクがある方

3. 原因

平成30年度に特定健康診査・特定保健指導の実施基準が改正されたことにより、システム事業者が健診結果の管理や特定保健指導対象者を選定する健診管理システムを改修したが、その際、対象者の選定要件の設定を誤った。また、改修にかかる検査を十分に行うことが出来なかった。

4. 区の対応

- (1) 誤った案内をお送りした方などにお詫び文を送付して状況を説明するとともに、今後の特定保健指導の利用を案内した。
- (2) 特定保健指導実施機関（中野区医師会及び民間事業者2社）に状況を説明するとともに、今後の特定保健指導の実施を依頼した。
- (3) 健診管理システムの対象者選定要件を修正した。

5. 再発防止策

システム事業者に対して、社員教育の徹底を求めるとともに、今後、システムの改修を行う場合、区は、システム事業者と情報を共有することで、改修内容を正確に把握して改修にかかる検査を徹底する。